

11月1日～12月1日は 「犯罪被害者月間」 です

平成18年度から、毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」と定めていましたが、令和7年度からは、同12月1日までの1か月間を「犯罪被害者月間」に拡充し、国、地方公共団体、民間団体等が犯罪被害者等への理解増進を図るための啓発事業を実施しています。

この機会に、家族で、地域で、学校で、犯罪被害について考えてみましょう。

「犯罪被害者月間」取組の一例



© 2014 大阪府もずやん

啓発展示（大阪府立中央図書館）



© 2014 大阪府もずやん

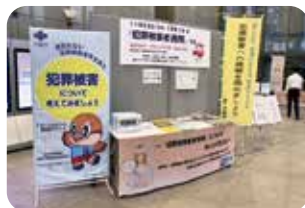
犯罪被害者支援に関するパネル等の展示や関係図書の紹介



啓発パネル展

〈大阪市役所会場〉

〈堺市役所会場〉



大阪府 危機管理室 治安対策課（06-6944-7506）

令和8年9月発行